契約番号：１

令和８年度特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、全国健康保険協会ほか別表１委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と公益財団法人神奈川県予防医学協会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総　則）

第１条　甲は、特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第２条　甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成１９年厚生労働省令第１５７号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別表３特定保健指導内容表のとおりとする。

２　業務は、乙及び乙に契約の委任をした実施機関等（以下「実施機関という。別表２実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

３　特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第３条　実施機関は、特定保健指導を実施する場合には、(a)実施機関に対して甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）を提示し、(b)次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とするものとし、特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（１）オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）
（２）マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
（３）マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認
（４）保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認
（５）有効期限内の被保険者証の確認

（契約期間）
第４条　この契約の有効期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。
２　実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

（委託料）
第５条　委託料は、別表４委託料内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）
第６条　乙若しくは実施機関は、特定保健指導について行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から３ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定保健指導利用券等の券面に示された利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別表４委託料内訳書に定める支払い条件に基づき、代行機関に請求するものとする。
２　実施機関が特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である利用者が、その契約に参加している実施機関にて特定保健指導を利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定保健指導の動機付け支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。
３　第１項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（ＦＤ、ＭＯ、若しくはＣＤ－Ｒ）を実施月の翌月５日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
４　第１項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。
５　特定保健指導においては、第３項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）、指導過程における各種記録類やワークシート類等についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付

するものとする。

（委託料の支払い）
第７条　甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月２１日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が６日から月末までのものは翌々月の２１日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
２　甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
３　請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第６条第１項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）
第８条　実施機関が、第３条に違反して特定保健指導を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定保健指導に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。
２　実施機関が特定保健指導利用券等を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定保健指導は甲の費用負担とし、甲は実施機関に対して代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
３　実施機関において、特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定保健指導に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。
４　特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。
５　特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）
第９条　乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、

この限りではない。
2　前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、利用者の自己負担金の徴収及び第６条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととする。

（譲渡の禁止）
第 10 条　乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）
第 11 条　実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。
2　前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
3　前２項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）
第 12 条　乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
2　前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（業務等の調査等）
第 13 条　甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
2　甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）
第 14 条　甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
2　前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

（反社会的勢力の排除）
第 15 条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。
（1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（２）自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
（３）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
（４）本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（協　議）
第16条　この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年４月１日

委託者（甲）
全国健康保険協会ほか９５１保険者
契約代表者
全国健康保険協会
理事長　北　川　博　康
契約代理人
神奈川県横浜市西区みなとみらい４－６－２
みなとみらいグランドセントラルタワー９階
全国健康保険協会神奈川支部
支部長　内　田　　浩

受託者（乙）
神奈川県横浜市西区みなとみらい３－３－３
横浜コネクトスクエア４階
公益財団法人神奈川県予防医学協会
代表理事　根　本　克　幸